

教組米沢

Newsletter

米沢市教職員組合

〒992-0039 米沢市門東町 2-3-27
米沢教育と文化の会館
TEL (0238) 23-1542
FAX (0238) 23-1560
HP : <https://yonezawa-tu.jp/>
Mail : ytuandztu@lemon.plala.or.jp

2022年9月12日 第26号

安倍元首相「国葬」問題で県教委に要請 ～ 「弔意の強制」に反対

山教組は9月7日(水)、県教委に対して、安倍元首相の「国葬」にあたって児童・生徒・教職員に「半旗・弔旗の掲揚」や「黙祷」など「弔意の強制」を行わないよう求める要請を行いました。

閣議決定された「国葬儀」は何の法的根拠もないものであり、多くの国民が反対し、弁護士会等からも疑義・反対等の見解表明が相次いでいます。

たとえ国が行う儀式であったとしても、学校教育の場で弔旗の掲揚や児童生徒及び教職員に黙祷等の「弔意」を表明することを求めることは、日本国憲法が保障する「思想及び良心の自由」(第19条)および「表現の自由」(第21条)に反し、不当な公権力の行使にあたるものです。

また児童生徒に黙祷などを指示することは、判断力にかかわる発達段階を無視して一律の対応を強要するものとなります。校長が教職員に対し黙祷等の弔意表明を指示すること、また教職員に児童生徒への黙祷等の弔意を表すよう指示することは、日本国憲法で保障された個人の思想・良心の自由に対する職務権限の濫用にあたります。

要請に対して県教委教職員課長は、「文科省からは何の連絡もない。県教委として弔意を強制することはしない。市町村に強制はできないし、ありえない。」と回答しました。

要請については、当日夕方のテレビニュースで報道されたほか、翌8日付けの山形新聞にも掲載されました。

* * * * *

また米沢市教組は9月2日、同じ内容の要請を市教育長に要請し、市内のすべての小中学校校長にも郵送で要請を送付しました。

市教委に対して組合は、市長が弔旗掲揚や市職員への黙祷を指示しても学校では行わないこと、通知や指示がないまま校長が独断で弔旗掲揚や黙祷指示などを行わないことを合わせて求めました。



県教委教職員課長に要請書を手渡す福岡執行委員長

2022年 9月 2日

米沢市教育委員会 教育長 様

米沢市教職員組合
執行委員長

故安倍晋三元首相の「国葬儀」に関わる要請

政府は、本年9月27日に安倍晋三元首相の「国葬儀」を行うことを閣議決定しました。

個人に対して「弔意」を表すかどうかは、あくまで個人の自由に属する問題であります。今般、閣議決定された「国葬儀」は何の法的根拠もないものであり、多くの国民が反対し、弁護士会等からも疑義・反対等の見解表明が相次いでいます。

たとえ国が行う儀式であったとしても、学校教育の場で弔旗の掲揚や児童生徒及び教職員に黙祷等の「弔意」を表明することを求めることは、日本国憲法が保障する「思想及び良心の自由」(第19条) および「表現の自由」(第21条) に反し、不当な公権力の行使にあたるものです。

よって米沢市教育委員会におかれては、市立小中学校に対し、故安倍晋三元首相「国葬儀」にかかわり、いかなる通知・指示・要請・連絡等を行わないよう強く要請します。

さらに、「弔意の強制」とみなされることのないよう、以下のことを合わせて強く要請します。

記

- 1 「国葬儀」当日、学校において半旗・弔旗を掲揚しないこと。
- 2 「国葬儀」当日、学校において教職員・児童生徒に半旗・弔旗を掲揚させることのないようにすること。
- 3 校長が児童生徒に対し黙祷等の弔意表明を指示することは、判断力にかかわる発達段階を無視して一律の対応を強要するものであり、これを行わないこと。
- 4 校長が教職員に対し黙祷等の弔意表明を指示すること、また教職員に児童生徒への黙祷等の弔意を表すよう指示することは、日本国憲法で保障された個人の思想・良心の自由に対する職務権限の濫用にあたるものであり、これを行わないこと。
- 5 教職員の指示によって、児童生徒に黙祷等の弔意表明をさせないこと。

以上

※ 市内の小中学校長にも同文の要請書を送付しています

予期しない「教職員の個人賠償」について学習を

～ 全教の顧問弁護士による学習会を YouTube で配信

学校での教育活動中の子どもたちの事故はもちろん、プールの水が出しっぱなしだった、砂場の中に危険物が埋まっていたケガをしたなど、予期しない事故に対しても「教職員個人の責任」が問われ、裁判でも教職員個人に損害賠償が求められる事例が全国で相次いでいます。

しかし、学校教育にかかわって損害賠償等が請求されるトラブルが発生した場合、国家賠償法や地方自治法の趣旨に照らして、教職員個人に賠償責任を負わせることは本来不適切なはずですが。

全教では、職場を基礎に労働組合運動としてとりくみをすすめるため、教職員の賠償責任について学習の機会を設け、各教育委員会にも安易に教職員個人の責任に押し付けるのではなく、きちんとした財政措置を求める取り組みを提起するため、8月25日に全教顧問弁護士による学習会を開催しました。

この学習会が YouTube の全教チャンネルで配信されることになりましたので、組合員のみなさんはぜひ一度ご視聴ください。また学習会の資料も米沢市教組ホームページに掲載しています。

配信動画 「教職員の賠償責任について」 (2022年8月25日開催の学習会)

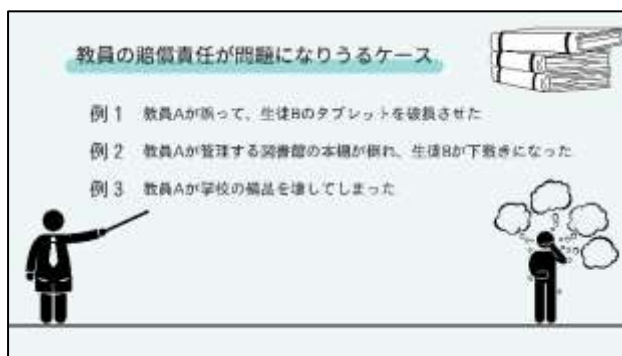
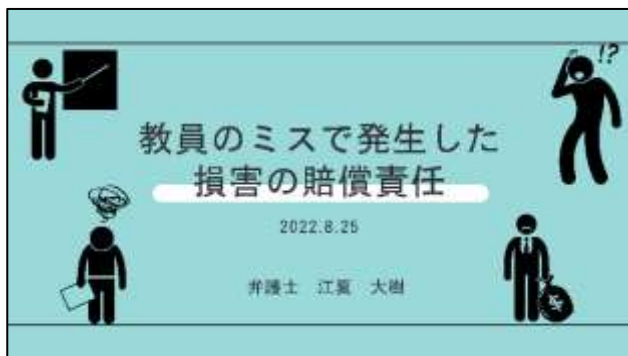


講師：江夏 大樹 氏（全教常任弁護団弁護士）

配信 URL <https://youtu.be/ZpAePX2H0Kc>



資料 米沢市教組ホームページの「組合情報」—「全教関係」に掲載しています <https://yonezawa-tu.jp/>



わらび座公演「北斎マンガ」が伝国の杜で上演されます

わらび座の公演が久しぶりに米沢で行われます。今回は民舞ではなくミュージカルです。稀代の絵師・葛飾北斎。90年の生涯で、どこまでも納得のいく絵を求め続けた生き様が描かれます。不安で将来への展望もないような現代社会の私たちに、「生きる面白さ」への思いを込めた舞台となっています。



前売り券は（一般 5,000 円、高校生以下 2,500 円）です。市教組でも扱っていますので、ご希望の方は組合書記局までメールまたは書記長に電話でお申込みください。学校にお届けします。

米沢市教組は、「子どもの国・わらび学校」や「わらび座・冬のつどい」などで、多くの教職員や子どもたちが直接劇団わらび座を訪れて学びと交流を深め、多くの学校で「みかぐら」などが教材化されました。また米沢でのわらび座公演も何度も行われました。

しかし長引くコロナ禍により、劇団わらび座は公演や事業ができない日々が続き、ついに昨年11月、民事再生法の適用を申請し「一般社団法人わらび座」に事業を継承しました。劇団員の雇用は継続され、今全国の企業・団体・個人がスポンサーとなり、事業の継続と再生を進めています。

わらび座から多くの感動をいただいた米沢の私たちも、公演を見ることで応援をしていきましょう。